

茨城県報

第4716号

昭和36年7月26日

水曜日

(明治35年8月17日
第三種郵便物認可)

目次

規 則	ページ	
◎茨城県鹿行開発推進本部設置規則の一部改正	1	◎土地改良区設立関係書類の縦覧.....8
◎茨城県身体障害者適応訓練委託規則の一部改正	2	◎漁業権存続期間の満了期日.....8
告 示		公 告
◎茨城県水産物市況産地受信事業費補助金交付要項	2	◎風俗営業者行政処分 of 聴聞.....9
◎建設業者の登録	6	◎茨城県宅地建物取引員試験合格者.....9
◎建設業者の登録まつ消	6	◎保険医療機関診療報酬点数表.....10
◎米飯提供業者の登録	7	◎鹿島港(仮称)の港湾管理者、予定港湾区域及び意見申立期間を定めることについて...10
◎保険医療機関の取り消し	7	

規 則

茨城県規則第80号

茨城県鹿行開発推進本部設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和36年7月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県鹿行開発推進本部設置規則の一部を改正する規則

茨城県鹿行開発推進本部設置規則(昭和36年茨城県規則第55号)の一部を次のように改正する。

第2条第5項中第20号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 鹿行振興事務所次長

同条同項中第2号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 鹿行開発推進事務局次長

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第81号

茨城県身体障害者適応訓練委託規則の一部を次のように定める。

昭和36年7月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県身体障害者適応訓練委託規則の一部を改正する規則

茨城県身体障害者適応訓練委託規則(昭和35年茨城県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中に「1ヶ月1,000円以内」を「1ヶ月1,250円以内」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し昭和36年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第748号

茨城県水産物市況産地受信事業費補助金交付要項を次のように定める。

昭和36年7月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨城県水産物市況産地受信事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1 知事は、水産業振興のため、水産物市況産地受信事業に要する経費について当該事業を行なう者に対し、茨城県補助金等交付規則(昭和36年規則第67号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項の定めるところにより予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象)

第2 第1に規定する補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることのできる者(以下「補助事業者」という。)及び補助金の対象事業費は次の各号に掲げるものとする。

(1) 補 助 事 業 者

水産物流通上重要な地位を占める県内水揚港に係る水産物生産地卸売市場の開設者、市町村、または水産業協同組合

(2) 補助対象事業費

水産物市況産地受信事業に要する経費のうちの受信料

(補助率)

第3 補助金の補助率は、第2の第2号に定める経費の3分の2以内とする。

(補助金交付申請)

第4 規則第4条の規定に基づく申請書(様式第1号)及び添付書類の提出期限は毎年度知事が定める。

2 前項の申請書は、正副2部を知事に提出するものとする。

(事業計画の変更等)

第5 補助事業者は、事業内容の変更をしようとする場合には補助事業変更承認申請書(様式第2号)正副2部を知事に提出しその承認を受けなければならない。

第6 申請書の記載事項について次の各号に掲げる変更以外の変更は、知事の承認を要しないものとする。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 事業実施期間を変更すること。
- (3) 事業実施場所を変更すること。

第7 補助事業者は、事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとする場合には、補助事業を中止又は廃止しようとする理由、及び補助事業の遂行状況を記載した書類を正副2部知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第8 補助事業者が申請を取り下げようとするときは、補助金交付の決定通知を受けた日から15日以内に知事に申請しなければならない。

(補助金の交付)

第9 知事は、当該受信事業の遂行状況を確認したうえ、事業の実施状況に応じ補助金を分割して交付することができる。

2 前項の補助金を請求する場合には、受信料を支払ったことを証する書類を添付するものとする。

(事業の実績報告)

第10 規則第13条の規定による事業実績報告書(様式第3号)は、正副2部を知事に提出するものとする。

第11 事業実績報告書及び添付書類の提出期限は、補助金の交付決定のあつた年度の翌年度の4月5日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ予算の執行上支障がないと認めるときは、この期日を繰り下げることができる。

様式第1号

番 号
年 月 日

茨城県知事

殿

所在地

団体名

代表者氏

名 印

昭和 年度水産物市況産地受信事業費補助金交付申請書

昭和 年度において、下記のとおり水産物市況産地受信事業を実施したいので茨城県水産物市況産地受信事業費補助金交付要項により補助金 円の交付を申請する。

記

(第三種郵便物認可)

- 1 事業の目的
2 事業の内容
3 事業計画及び経費の配分

事業主 体 業名	所 在 地	代 表 者	払出 資 込 済 額	事業 実施 場所 業所	事業 実施 期間	要 資 金				水産物市況 の広報方法
						県補助金	市町村 負担金	その他 負担金	計	
計										

4 収支予算書(収支精算書)

(1) 収入の部

区 分	前年度予算額 又は (本年度予算額)	本年度予算額 又は (本年度精算額)	差 引 増 減		備 考
			増	減	
県 補 助 金					
市 町 村 費					
その他負担金					
計					

(2) 支出の部

区 分	前年度予算額 又は (本年度予算額)	本年度予算額 又は (本年度精算額)	差 引 増 減		備 考 (算定基礎等)
			増	減	
水産物市況産地 受信事業受信料					
計					

5 添 付 書 類

水産物市況受信契約書の写

様式第2号

番 号
年 月 日

茨城県知事

殿

(第三種郵便物認可)

所在地

団体名

代表者 氏

名 印

昭和 年度水産物市況産地受信事業計画変更承認申請書

昭和 年 月 日付 漁指令第 号で通知のあつた水産物市況産地受信事業については、下記のとおり計画変更願いたく申請する。

記

1 事業の変更

事 項	原 計 画	変 更 計 画	変 更 現 由

2 経費の変更

事 項	交 付 決 定 額		変 更 額		比 較 増 減		変更に伴う経費算出の基礎
	補助事業に要する経費	補助金額	補助事業に要する経費	補助金額	増	減	

様式第3号

番 号

年 月 日

茨城県知事

殿

所在地

団体名

代表者 氏

名 印

水産物市況産地受信事業実績報告書

昭和 年 月 日付 漁指令第 号による交付決定通知に基づき下記のとおり水産物市況産地受信事業を実施したので茨城県水産物市況産地受信事業費補助金交付要項の規定によりその実績を報告する。

記

1. 水産物市況受信開始年月日
2. 事業実施者名及び事業実施場所
3. 水産物市況の広報方法の具体的説明

(第三種郵便物認可)

- 4 漁業者及び市場関係業者の水産物市況の利用状況及びその利用による水産物の価格形成又は取引改善に及ぼした影響
- 5 水産物市況の内容に関する意見
- 6 収支精算
別記様式第1号の3以下の様式に準じて作成するものとする。
- 7 その他必要な事項

茨城県告示第749号

下記の建設業者の登録事項は建設業法第8条第1項により建設業者登録簿に登録した。

昭和36年7月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 年 録 月 日	商 号 又 は 名 称	申請者氏名	主たる営業所の所在地
(と) 570	昭36. 7. 1	大 貫 工 務 店	大貫利左衛門	東茨城郡大洗町1, 145
(//) 923	// 36. 7. 16	杉 山 工 務 店	杉山 末広	水戸市代官町454~1
(//) 925	// 36. 7. 29	栗原石材工業有限公司	栗原 実	水戸市本七丁目844
(//) 1, 483	// 36. 7. 15	株式会社 中山製作所	中山 奎一	水戸市鍛冶町733
(//) 730	// 36. 7. 15	株式会社 八重樫組	八重樫源治	日立市助川町672
(//) 1, 213	// 36. 6. 24	昇 栄 建 設	鈴木 昇	日立市河原町1, 025
(//) 1, 228	// 36. 7. 14	矢 吹 建 設 工 業 所	矢吹 盛寿	日立市宮田仲町1, 061~1
(//) 1, 233	// 36. 7. 28	日 興 建 設 株 式 有 限 公 司	田那辺正男	高萩市大和町4~1
(//) 927	// 36. 7. 29	沢 田 建 築 事 務 所	沢田 博	行方郡潮来町大字潮子149
(//) 910	// 36. 7. 4	株式会社 石田工務店	石田栄七男	下館市岡芹1, 034
(//) 920	// 36. 7. 4	鎚 木 組	鎚木 武一	鹿島郡波崎町9, 077
(//) 443	// 36. 7. 15	石 河 組	石塚 義男	鹿島郡鉾田町鉾田2, 070
(//) 918	// 36. 7. 4	合資会社 飯村木工所	飯村 恭吉	下妻市大字下妻丁246

茨城県告示第750号

下記の建設業者の登録事項は、当該建設業者が企業形態を法人組織としてあらたに登録をしたのでまづ消した。

昭和36年7月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

登録番号	登 年 録 月 日	商 号 又 は 名 称	申請者氏名	主たる営業所の所在地
(と) 801	昭35. 6. 1	斉 藤 工 務 店	斉藤 豊	下館市旭町甲847

茨城県告示第751号

食糧管理法施行規則(昭和22年農林省令第103号)第35条の4の規定に基づいて次の者を米飯提供業者として登録した。

昭和36年7月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

登録番号	登 録 日 年 月 日	営 業 所 の 所 在 地	名 称 及 び 氏 名
南振第421号	昭36. 7. 10	筑波郡伊奈村小島新田字間の原	茨城ゴルフ倶楽部食堂株式会社 第十 代表取締役 柿沼 エイ
北振第853号	// 36. 7. 15	常陸太田市内堀町2, 357番地の1	とんちやん 木下川 キ ヨ
北振第854号	// 36. 7. 15	日立市河原字町834番地	紅 寿 し 山 本 保 代
北振第855号	// 36. 7. 15	// 大久保町993番地の1	一 福 上 坂 いちの
北振第856号	// 36. 7. 15	// 水木町2, 266番地	山 屋 寺 山 と く
北振第857号	// 36. 7. 15	// 油縄子町202番地	油縄子食堂 関 利 子
北振第858号	// 36. 7. 15	// 油縄子町750番地	奴 寿 司 岩 淵 タキ子

茨城県告示第752号

次の保険医療機関は、それぞれの理由により取り消したので保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令第2条の規定により告示する。

昭和36年7月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

記号番号	医 療 機 関 名	所 在 地	取 消 日 年 月 日	理 由
(医 科)				
日医 59	茅 根 医 院	日立市久慈町1, 051	昭36. 5. 31	病院開設のため
土医 20	鈴 村 //	土浦市1, 176	// 36. 3. 22	開設者死亡
// 45	野 上 外科医院	// 東崎町4, 360~1	// 36. 3. 31	病院開設のため
東医 1, 015	財団法人いはらき博愛会 長 岡 病 院	東茨城郡茨城町長岡3, 382	// 36. 6. 30	法人解散のため
// 1, 016	医療法人報恩会 石 崎 病 院	// // 上石崎4, 698	// 36. 5. 31	医療法人より財団法人への経営替え
多医 2	塚 田 医 院	多賀郡十王町友部4	// 36. 6. 24	診療所移転
鹿医 1, 004	鉾田町国保 徳富診療所	鹿島郡鉾田町徳富2, 409	昭36. 6. 9	//

(第三種郵便物認可)

新医	4	田 余 医 院	新治郡玉里村上玉里868	// 36. 4. 30	医療法人の経営による
真医	35	手塚第二診療所	真壁郡大和村鷺宿2, 115	// 36. 6. 30	病院開設のため
(歯 科)					
那歯	15	立花歯科医院 玉川診療所	那珂郡大宮町東野3, 056	昭36. 6. 10	開設者転出
猿歯	6	古 沢 歯科医院	猿島郡三和村諸川1, 057	// 36. 7. 6	開設者死亡

茨城県告示第753号

昭和36年5月30日付で、新治郡出島村飯島進ほか15名から申請のあつた平尻土地改良区の設立は適当と決定したので、関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和36年7月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

1 縦覧に供する書類

(1) 平尻土地改良区定款の写

(2) 土地改良事業計画書

2 縦 覧 の 期 間

昭和36年8月7日から 8月27日まで

3 縦 覧 の 場 所

新治郡出島村役場

茨城県告示第754号

漁業権存続期間特例法(昭和36年法律第101号)第1条第1項及び第3項の規定に基づき、漁業権の存続期間の満了する期日を次のとおり指定する。

昭和36年7月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

茨 城 海 区

漁 業 権		存 続 期 間 の 満 了 する 期 日
種 類	番 号	
定 置 漁 業 権	常陸定第5号から常陸定第8号まで	昭和38年8月31日
共 同 漁 業 権	常陸共第1号から常陸共第12号まで	//
	常陸共第14号から常陸共第19号まで	//
	鹿共第1号から鹿共第2号まで	//

霞ヶ浦北浦海区

漁業権		存続期間の
種類	免許番号	満了する期日
区画漁業権	霞北区第5号	昭和38年8月31日
共同漁業権	霞北共第1号から同第25号まで	昭和38年8月31日
	霞北共第27号から同第92号まで	昭和38年8月31日

公 告

◎風俗営業者の行政処分に關する聴聞

風俗営業等取締法第5条の規定により風俗営業者の行政処分に關する聴聞を次のとおり行ないます。

昭和36年7月26日

茨城県公安委員会

委員長 木村 一郎

1 聴聞期日 昭和36年8月3日

1 聴聞場所 茨城県警察本部

◎茨城県宅地建物取引員試験合格者

標記合格者は下記のとおりである。

(茨 城 県)

合格番号	合格者氏名	合格番号	合格者氏名	合格番号	合格者氏名
374号	星 野 親 敏	392号	宇津見 正	410号	沼 田 繁 明
375号	鹿 野 一 男	393号	服 部 貞 次	411号	檜 村 真 伸
376号	鈴 木 一 夫	394号	鈴 木 桂 吉	412号	山 本 良 藏
377号	高 野 英 二	395号	後 藤 一 男	413号	佐 川 直 徳
378号	矢 島 静 夫	396号	沼 田 耕 一	414号	川 島 正 治
379号	根 本 清 一	397号	綿 引 正 孝	415号	飯 村 徳 雄
380号	滝 田 順 一	398号	柏 三 郎	416号	笹 川 要 雄
381号	渡 辺 友 造	399号	石 田 滋 夫	417号	土 生 正 司
382号	小 峰 俊 二	400号	稲 葉 清 一	418号	鴨志田 勇 一
383号	高 橋 武 一	401号	白 土 次 男	419号	石 塚 伸 衛 門
384号	綾 部 松 尉	402号	金 沢 保 平	420号	平 賀 海 亮
385号	玉 水 温 一	403号	古 内 寛 造	421号	島 泰 一
386号	菊 部 浩 之	404号	石 川 保 一	422号	坂 入 竜 太 郎
387号	山 中 智 一 郎	405号	名 雪 誠 一	423号	土 門 金 之 助
388号	山 崎 彰 一	406号	橋 寅 一	424号	川 久 保 正 次
389号	柴 山 徳 治	407号	白 石 厳 一	425号	穴 沢 吉 夫
390号	大 野 祐 之 助	408号	鈴 木 毅 一	計	52名
391号	関 金 三 郎	409号	山 形 武 一		

◎診療報酬点数表の選択について

次の保険医療機関は、健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和33年6月厚生省告示第177号)に基づく、昭和37年3月31日までの診療報酬点数表を下記のとおり採用した。

昭和36年7月26日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記

点数表	記号番号	医 療 機 関 名	所 在 地
甲	東医 1,018	財団法人報恩会 石崎病院	東茨城郡茨城町上石崎4,698
乙の2	日医 65	森 医 院	日立市助川町2,259
//	// 66	茅 根 病 院	// 久慈町1,051
//	土医 63	野 上 胃 腸 病 院	土浦市東崎町4,360
//	石医 28	幕 内 ・ 医 院	石岡市大字石岡1,710
//	東医 52	武 末 医 院	東茨城郡大洗町大貫53
//	鹿医 1,013	鉾田町国保 徳 宿 診療所	鹿島郡鉾田町徳宿2,755
//	新医 1,004	玉 里 医 院	新治郡玉里村上玉里868
//	// 37	石地 医院 園部 診療所	// 八郷町山崎1,694~3

◎鹿島港(仮称)の港湾管理者、予定港湾区域及び意見申立期間を定めることについて

港湾法第33条の規定により、下記のとおり港湾管理者、予定港湾区域及び意見申立期間を定めるものとする。

記

- 1 港 湾 管 理 者 茨 城 県
- 2 予 定 港 湾 区 域 堀割川、川堀橋(北緯35度55分21秒、東経140度41分37秒)を基点として半径4,000米を有する円内の海面。
- 3 意 見 申 立 期 間 昭和36年8月1日から同年8月末日まで。

(茨 城 県)

正 誤

6月23日県報第4,702号に登載の土地収用法に基づく土地細目公告文のうち「南裏畑 302」とあるは、「南裏畑 302」の誤植。

(学 事 文 書 課)

毎週月・水・金曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ)(金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)